

令別表第一		防火対象物の用途	設置基準	
(1)	イ	劇場、映画館、観覧場、演芸場	500㎡以上	
	ロ	公会堂、集会場		
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブなど		
	ロ	遊技場、ダンスホール		
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗		
	ニ	カラオケボックスなど		
(3)	イ	待合、料理店、これらに類するもの		1000㎡以上
	ロ	飲食店		
(4)		百貨店、マーケットなどの物品販売店舗		500㎡以上
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所		1000㎡以上
	ロ	寄宿舎、共同住宅		
(6)	イ(1)	特定診療科目を有する病院		面積にかかわらずすべて設置 (1)(2)は感知器連動
	イ(2)	4床以上の診療所		
	イ(3)	(1)以外の病院・有床診療所		
	イ(4)	無床診療所、無床助産所		500㎡以上
	ロ(1)	特別養護老人ホーム、老人短期入所施設など	面積にかかわらずすべて設置 感知器連動	
	ロ(2)	救護施設		
	ロ(3)	乳児院		
	ロ(4)	障害児入所施設		
	ロ(5)	障がい者支援施設		
	ハ(1)	老人デイサービスセンター、老人福祉センターなど	500㎡以上	
	ハ(2)	更生施設		
	ハ(3)	助産施設、保育所、児童養護施設など		
	ハ(4)	児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設など		
	ハ(5)	身体障害者福祉センター、障害者支援施設など		
	ニ	幼稚園又は特別支援学校		
	(7)		小学校、中学校、高等学校、大学など	1000㎡以上
(8)		図書館、博物館、美術館		
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会		
(12)	イ	工場又は作業場	500㎡以上	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場	1000㎡以上	
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫		
(15)		前各項に該当しない事業場		

(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	当該用途による
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	当該用途による
(16)の2		地下街	面積にかかわらずすべて設置
(16)の3		準地下街（特定防火対象物を含むもの）	面積にかかわらずすべて設置
(17)		指定重要文化財など	500㎡以上

※ 3項電話（消防法施行令第23条第3項）

令第23条の第1項各号に掲げる防火対象物（同項第1号に掲げる防火対象物で別表第1(6)項ロに掲げるもの並びに第1項第2号に掲げる防火対象物で同表(5)項イ並びに(6)項イ及びハに掲げるものを除く。）に消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、第1項の規定にかかわらず、同項の火災報知設備を設置しないことができる。